

受益証券発行信託の受益証券の電子化に伴う
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1 . 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 受託契約準則の一部改正新旧対照表	15
3 . 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則 の一部改正新旧対照表	18
4 . 信認金、取引参加者保証金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則 の一部改正新旧対照表	19
5 . 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	20
6 . 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱い の一部改正新旧対照表	34

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(42)の2 (略) <u>(43)</u> (略) (削る)	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(42)の2 (略) <u>(42)の3</u> (略) <u>(43) 受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務 指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株信託受益証券、外国ETF信託受益証券（第1001条第6号に規定する外国ETF信託受益証券をいう。以下この条において同じ。）及び外国商品現物型ETF信託受益証券（第1001条第6号の3に規定する外国商品現物型ETF信託受益証券をいう。以下この条において同じ。）の保管及び振替決済に関する業務をいう。</u>
(44)～(93) (略)	(44)～(93) (略)
(94) 預託機関等 外国株預託証券については当該外国株預託証券に係る預託機関をいい、外国株信託受益証券については当該外国株信託受益証券に係る受託者（信託法第2条第5項に規定する受託者をいう。）をいい、外国ETF信託受益証券（第1001条第6号に規定する外国ETF信託受益証券をいう。以下この条において同じ。）及び外国商品現物型ETF信託受益証券（第1001条第6号の3に規定する外国商品現物型ETF信託受益証券をいう。以下この条において同じ。）については当該外国ETF信託受益証券又は当該外国商品現物型ETF信託受益証券に係る受託者をいう。	(94) 預託機関等 外国株預託証券については当該外国株預託証券に係る預託機関をいい、外国株信託受益証券については当該外国株信託受益証券に係る受託者（信託法第2条第5項に規定する受託者をいう。）をいい、外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券については当該外国ETF信託受益証券又は当該外国商品現物型ETF信託受益証券に係る受託者をいう。
(95)・(96) (略)	(95)・(96) (略)

(外国会社の形式要件)

第206条 外国株券等（重複上場の場合を除く。）に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象とするものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務若しくは振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。

(3)・(4) (略)

(削る)

2 外国株券等（重複上場の場合に限る。）に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象とするものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(3) (略)

(4) 前項第2号から第4号までに適合すること。

3 前2項の規定にかかわらず、新規上場申請者が民営化外国会社（本国の政府が資本の全額を出資する者から、財産並びに権利及び義務を譲り受けてその者が行っていた事業を営む外国会

(外国会社の形式要件)

第206条 外国株券等（重複上場の場合を除く。）に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象とするものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務若しくは受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。

(3)・(4) (略)

(5) 受益証券の様式

新規上場申請者が外国株信託受益証券の新規上場申請者である場合には、受益証券（当該外国株信託受益証券を取り扱う指定振替機関が当該指定振替機関の参加者に対して交付することとなるものに限る。）の様式について、施行規則で定める要件に適合していること又は当該要件に適合する様式の受益証券を作成する旨取締役会において決議済みであること。

2 外国株券等（重複上場の場合に限る。）に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象とするものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(3) (略)

(4) 前項第2号から第5号までに適合すること。

3 前2項の規定にかかわらず、新規上場申請者が民営化外国会社（本国の政府が資本の全額を出資する者から、財産並びに権利及び義務を譲り受けてその者が行っていた事業を営む外国会

社若しくは本国の政府により発行済株式総数の過半数が所有されていた外国会社で、政府所有株式の全部若しくは一部の売却により当該株式が民間に所有されることとなったもの又はこれらに類すると当取引所が認める外国会社をいう。以下同じ。) である場合には、第1項第1号及び前項第3号において適用する前条第4号、第6号及び第7号に適合しない場合であっても、次の各号に適合するものを外国株券等に係る次条に定める上場審査の対象とする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(5) (略)

(6) 第1項第2号から第4号までに適合すること。

(テクニカル上場に係る上場審査)

第209条 前条各号に定める会社が発行する株券等の上場審査については、原則として、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 当該株券等が内国株券等である場合には第205条第8号から第11号までに、外国株券等である場合には第206条第1項第2号から第4号までにそれぞれ適合すること。

(2)～(4) (略)

(外国会社の形式要件)

第213条 外国株券等（重複上場の場合を除く。）に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1) (略)

(2) 第206条第1項第2号から第4号までに適合していること。

2 外国株券等（重複上場の場合に限る。）に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合す

社若しくは本国の政府により発行済株式総数の過半数が所有されていた外国会社で、政府所有株式の全部若しくは一部の売却により当該株式が民間に所有されることとなったもの又はこれらに類すると当取引所が認める外国会社をいう。以下同じ。) である場合には、第1項第1号及び前項第3号において適用する前条第4号、第6号及び第7号に適合しない場合であっても、次の各号に適合するものを外国株券等に係る次条に定める上場審査の対象とする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(5) (略)

(6) 第1項第2号から第5号までに適合すること。

(テクニカル上場に係る上場審査)

第209条 前条各号に定める会社が発行する株券等の上場審査については、原則として、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 当該株券等が内国株券等である場合には第205条第8号から第11号までに、外国株券等である場合には第206条第1項第2号から第5号までにそれぞれ適合すること。

(2)～(4) (略)

(外国会社の形式要件)

第213条 外国株券等（重複上場の場合を除く。）に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1) (略)

(2) 第206条第1項第2号から第5号までに適合していること。

2 外国株券等（重複上場の場合に限る。）に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合す

るものを対象とするものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

- (1)・(2) (略)
- (3) 第206条第1項第2号から第4号までに適合していること。

(テクニカル上場に係る上場審査)

第216条 前条各号に定める会社が発行する株券等の上場審査については、原則として次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 当該株券等が内国株券である場合には第205条第8号から第11号までに、外国株券等である場合には第206条第1項第2号から第4号までにそれぞれ適合すること。
- (2)～(4) (略)

第305条 削除

(上場外国会社の上場廃止基準)

第602条 本則市場の上場外国株券等（重複上場の場合を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における第3号の取扱いは施行規則で定める。

- (1) (略)
- (2) 指定振替機関における取扱い
当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

るものを対象とするものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

- (1)・(2) (略)
- (3) 第206条第1項第2号から第5号までに適合していること。

(テクニカル上場に係る上場審査)

第216条 前条各号に定める会社が発行する株券等の上場審査については、原則として次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 当該株券等が内国株券である場合には第205条第8号から第11号までに、外国株券等である場合には第206条第1項第2号から第5号までにそれぞれ適合すること。
- (2)～(4) (略)

(有価証券の見本の提出)

第305条 上場外国株信託受益証券の発行者は、新たに外国株信託受益証券を発行する場合には、偽造及び変造の防止又は取引の便宜等に資するため、施行規則で定める要件の様式により作成し、その見本を当取引所に提出するものとする。

(上場外国会社の上場廃止基準)

第602条 本則市場の上場外国株券等（重複上場の場合を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における第3号の取扱いは施行規則で定める。

- (1) (略)
- (2) 指定振替機関における取扱い
当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなった場合

(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
2 (略)	2 (略)
(準用規定等)	(準用規定等)
第826条 第301条第1項、第2項及び第7項、第306条、第606条、第608条並びに第612条の規定は、優先株等及び優先証券について準用する。この場合における取扱いは施行規則で定める。	第826条 第301条第1項、第2項及び第7項、 <u>第305条</u> 、第306条、第606条、第608条並びに第612条の規定は、優先株等及び優先証券について準用する。この場合における取扱いは施行規則で定める。
2～5 (略)	2～5 (略)
(上場審査基準)	(上場審査基準)
第1104条 内国E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号d又はdの4の審査に關して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。	第1104条 内国E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号d又はdの4の審査に關して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで（公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投資信託に該当するものを除く。以下この号、第1107条第2項第1号及び第1112条第1項第3号において同じ。）の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの（c）及びcの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの（h）及びcの3を除く。）に適合していること。	(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで（公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投資信託に該当するものを除く。以下この号、第1107条第2項第1号及び第1112条第1項第3号において同じ。）の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの（c）及びcの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの（h）及びcの3を除く。）に適合していること。
a (略)	a (略)
b 新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の（a）から（h）までの内容が記載されていること。	b 新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の（a）から（h）までの内容が記載されていること。
(a)～(f) (略)	(a)～(f) (略)
(g) すべての金融商品取引所において	(g) すべての金融商品取引所において

<p>受益証券の<u>上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了するための手続を開始する旨</u></p>	<p>受益証券の<u>上場が廃止された後は直ちに投資信託を終了するための手続を開始する旨</u></p>
<p>(h) (略)</p>	<p>(h) (略)</p>
<p>c ~ g (略)</p>	<p>c ~ g (略)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 外国E T F信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合の各号における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p>	<p>3 外国E T F信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合の各号における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(2) 受益証券（当該外国E T F信託受益証券を取り扱う指定振替機関が当該指定振替機関の参加者に対して交付することとなるものに限る。）の様式について、施行規則で定める要件に適合していること又は当該要件に適合する様式の受益証券を作成する旨を新規上場申請銘柄に係る管理会社が確約しているものであること。</u></p>
<p><u>(2) 新規上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。</u></p>	<p><u>(3) 新規上場申請銘柄が指定振替機関の受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。</u></p>
<p><u>(3) (略)</u></p>	<p><u>(4) (略)</u></p>
<p>4 内国商品現物型E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p>	<p>4 内国商品現物型E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p>
<p>(1) 第1項第1号、同項第2号c、cの2、d、dの3、e及びg <u>並びに同項第3号（管理会社が信託受託者である場合を除く。）に適合していること。</u>この場合において、第1項第1号中「管理会社が社団法人投資信託協会の会員であること」とあるのは「管理会社が社団法人投資信託協会の会員であること</p>	<p>(1) 第1項第1号、同項第2号c、cの2、d、dの3、e及びg <u>同項第3号（管理会社が信託受託者である場合を除く。）並びに前項第2号に適合していること。</u>この場合において、第1項第1号中「管理会社が社団法人投資信託協会の会員であること」とあるのは「管理会社が社団法人投資信託協会の会員であること</p>
<p><u>（管理会社が登録金融機関である場合を除</u></p>	<p><u>（管理会社が登録金融機関である）</u></p>

く。)」と、同項第2号cの2中「投資信託財産等」とあるのは「信託財産」と、同項第2号d中「投資信託財産」とあるのは「信託財産」と、それぞれ読み替えるものとする。

(1)の2・(1)の3 (略)

(2) 新規上場申請銘柄の信託約款に次のaからeまでに掲げる内容が記載されていること。

a～dの3 (略)

dの4 すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始する旨

dの5～e (略)

(3)～(6) (略)

(7) 新規上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。

5 (略)

6 外国商品現物型E T F信託受益証券の上場審査については、第1項第2号d、e及びg、同項第3号、第2項第4号及び第6号、第3項第2号及び第3号、第4項第4号並びに前項第2号から第4号までに掲げる基準によるものとする。この場合において、第1項第2号d、e、第2項第4号、第4項第4号、前項第2号及び第3号中「新規上場申請銘柄」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国商品現物型E T F」と、第2項第6号中「外国E T F」とあるのは「外国商品現物型E T F信託受益証券」と、前項第2号中「外国商品現物型E T F」とあるのは「新規上場申請銘柄に係

場合を除く。)」と、同項第2号cの2中「投資信託財産等」とあるのは「信託財産」と、同項第2号d中「投資信託財産」とあるのは「信託財産」と、前項第2号中「外国E T F信託受益証券」とあるのは「内国商品現物型E T F」と、それぞれ読み替えるものとする。

(1)の2・(1)の3 (略)

(2) 新規上場申請銘柄の信託約款に次のaからeまでに掲げる内容が記載されていること。

a～dの3 (略)

dの4 すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された後は直ちに信託を終了するための手続きを開始する旨

dの5～e (略)

(3)～(6) (略)

(7) 新規上場申請銘柄が指定振替機関の受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。

5 (略)

6 外国商品現物型E T F信託受益証券の上場審査については、第1項第2号d、e及びg、同項第3号、第2項第4号及び第6号、第3項第2号から第4号まで、第4項第4号並びに前項第2号から第4号までに掲げる基準によるものとする。この場合において、第1項第2号d、e、第2項第4号、第4項第4号、前項第2号及び第3号中「新規上場申請銘柄」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国商品現物型E T F」と、第2項第6号中「外国E T F」とあるのは「外国商品現物型E T F信託受益証券」と、第3項第2号中「外国E T F信託受益証券」とあるのは「外国商品現物型

る受託有価証券である外国商品現物型 E T F」と、前項第 4 号中「新規上場申請銘柄の発行」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国商品現物型 E T F の発行」と、それぞれ読み替えるものとする。

E T F 信託受益証券」と、前項第 2 号中「外国商品現物型 E T F」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国商品現物型 E T F」と、前項第 4 号中「新規上場申請銘柄の発行」とあるのは「新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国商品現物型 E T F の発行」と、それぞれ読み替えるものとする。

(追加信託に係る受益証券の発行)

第 1106 条 削除

第 1106 条 上場内国商品現物型 E T F に係る管理会社は、追加信託が行われた場合には、当取引所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく追加信託に係る受益証券（当該上場内国商品現物型 E T F を取り扱う指定振替機関が当該指定振替機関の参加者に対して交付することとなるものに限る。）を発行するものとする。

2 上場外国 E T F 信託受益証券、上場内国商品現物型 E T F 及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る管理会社は、追加信託に係る受益証券を発行する場合には、偽造及び変造の防止又は取引の便宜等に資するため、施行規則で定めるところにより作成し、その見本を当取引所に提出するものとする。

(上場 E T F に関する情報の開示)

第 1107 条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券を除く。) に係る管理会社は、次の a から h までのいずれかに該当する場合 (a 及び b に掲げる事項

(上場 E T F に関する情報の開示)

第 1107 条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券を除く。) に係る管理会社は、次の a から h までのいずれかに該当する場合 (a 及び b に掲げる事項

にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。) は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場 E T F に係る管理会社が、次の (a) から (t) までに掲げる事項 (内国 E T F にあっては (r) から (s) までを除き、外国 E T F 及び外国 E T F 信託受益証券にあっては (i) 、 (n) 、 (o) 、 (q) 及び (r) の 2 から (r) の 4 までを除き、内国商品現物型 E T F (管理会社が信託受託者であるものを除く。) にあっては (q) 及び (s) を除き、内国商品現物型 E T F (管理会社が信託受託者であるものに限る。) にあっては (q) 、 (r) の 3 及び (s) を除き、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては (i) 、 (n) 、 (o) 、 (q) 、 (r) の 3 及び (r) の 4 を除く。) のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) ~ (q) (略)

(r) 当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこと

(r) の 2 ~ (t) (略)

b ~ f (略)

g 上場外国 E T F 信託受益証券若しくは上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る管理会社若しくは信託受託者が、第 1104 条第 3 項第 3 号に規定する預託契約等その他の契約の変更若しくは終了その他の上場外国 E T F 信託受益証券若しくは上場

にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。) は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場 E T F に係る管理会社が、次の (a) から (t) までに掲げる事項 (内国 E T F にあっては (r) から (s) までを除き、外国 E T F 及び外国 E T F 信託受益証券にあっては (i) 、 (n) 、 (o) 、 (q) 及び (r) の 2 から (r) の 4 までを除き、内国商品現物型 E T F (管理会社が信託受託者であるものを除く。) にあっては (q) 及び (s) を除き、内国商品現物型 E T F (管理会社が信託受託者であるものに限る。) にあっては (q) 、 (r) の 3 及び (s) を除き、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては (i) 、 (n) 、 (o) 、 (q) 、 (r) の 3 及び (r) の 4 を除く。) のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) ~ (q) (略)

(r) 当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこと

(r) の 2 ~ (t) (略)

b ~ f (略)

g 上場外国 E T F 信託受益証券若しくは上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る管理会社若しくは信託受託者が、第 1104 条第 3 項第 4 号に規定する預託契約等その他の契約の変更若しくは終了その他の上場外国 E T F 信託受益証券若しくは上場

外国商品現物型 E T F 信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合

h (略)

(3) 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券に限る。) に係る外国投資法人及び管理会社は、次の a から g までのいずれかに該当する場合 (a 及び c に掲げる事項にあっては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。) は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場 E T F に係る外国投資法人が次の

(a) から (m) まで (上場 E T F が投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあっては、(a) 及び (b) を除く。) に掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) ~ (j) (略)

(k) 当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこと

(1) ~ (m) (略)

b ~ f (略)

g 上場外国 E T F 信託受益証券に係る外国投資法人若しくは管理会社が、第 1104 条第 3 項第 3 号に規定する預託契約等その他の契約の変更若しくは終了その他の上場外国 E T F 信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が

外国商品現物型 E T F 信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合

h (略)

(3) 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券に限る。) に係る外国投資法人及び管理会社は、次の a から g までのいずれかに該当する場合 (a 及び c に掲げる事項にあっては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。) は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場 E T F に係る外国投資法人が次の

(a) から (m) まで (上場 E T F が投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあっては、(a) 及び (b) を除く。) に掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) ~ (j) (略)

(k) 当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこと

(1) ~ (m) (略)

b ~ f (略)

g 上場外国 E T F 信託受益証券に係る外国投資法人若しくは管理会社が、第 1104 条第 3 項第 4 号に規定する預託契約等その他の契約の変更若しくは終了その他の上場外国 E T F 信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が

<p>発生した場合</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p>第1112条 上場内国ETF及び上場内国商品現物型ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1)～(2)の3 (略)</p> <p>(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからkまで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあってはbの(c)、bの2からbの5まで<u>及び</u>iの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあってはbの(h)、bの2からbの5まで<u>及び</u>iの2を除き、上場内国商品現物型ETFにあってはa<u>及び</u>bを除く。）のいずれかに該当する場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)から(h)までのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p>(g) すべての金融商品取引所において受益証券の<u>上場が廃止された</u>場合には、<u>その廃止された</u>日に投資信託を終了するための手続を開始する旨の定めがなくなる場合</p> <p>(h) (略)</p> <p>bの2 次の(a)から(d)までのいずれかに該当する信託約款の変更が行われる場合</p> <p>(a)～(c)の3 (略)</p> <p>(c)の4 すべての金融商品取引所にお</p>	<p>発生した場合</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p>第1112条 上場内国ETF及び上場内国商品現物型ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1)～(2)の3 (略)</p> <p>(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからkまで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあってはbの(c)、bの2からbの5まで<u>及び</u>iの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあってはbの(h)、bの2からbの5まで<u>及び</u>iの2を除き、上場内国商品現物型ETFにあってはa<u>及び</u>bを除く。）のいずれかに該当する場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)から(h)までのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p>(g) すべての金融商品取引所において受益証券の<u>上場が廃止された</u>後は直ちに投資信託を終了するための手続を開始する旨の定めがなくなる場合</p> <p>(h) (略)</p> <p>bの2 次の(a)から(d)までのいずれかに該当する信託約款の変更が行われる場合</p> <p>(a)～(c)の3 (略)</p> <p>(c)の4 すべての金融商品取引所にお</p>
--	--

いて受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始する旨の定めがなくなる場合

(c) の 5 ~ (d) (略)

b の 3 ~ j (略)

(削る)

k a から前 j までのほか、公益又は投資者保護のため、当取引所が当該上場 E T F の上場廃止を適当と認めた場合

2 上場外国 E T F (外国投資証券に該当するものを除く。)、上場外国 E T F 信託受益証券 (外国投資証券に該当する外国 E T F を受託有価証券とするものを除く。)、上場外国商品現物型 E T F 及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) • (2) (略)

(3) 上場 E T F の銘柄が、次の a から f までのいずれかに該当する場合

a • b (略)

c 当該上場 E T F が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

d (略)

e 上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、第 1104 条第 3 項第 3 号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる場合。ただし、上場外国 E T F 信託受益証券又は上場外国商品現物型 E T F 信託受益証

いて受益証券の上場が廃止された後は直ちに信託を終了するための手続きを開始する旨の定めがなくなる場合

(c) の 5 ~ (d) (略)

b の 3 ~ j (略)

j の 2 当該上場 E T F が指定振替機関の受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなった場合

k a から前 j の 2 までのほか、公益又は投資者保護のため、当取引所が当該上場 E T F の上場廃止を適当と認めた場合

2 上場外国 E T F (外国投資証券に該当するものを除く。)、上場外国 E T F 信託受益証券 (外国投資証券に該当する外国 E T F を受託有価証券とするものを除く。)、上場外国商品現物型 E T F 及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) • (2) (略)

(3) 上場 E T F の銘柄が、次の a から f までのいずれかに該当する場合

a • b (略)

c 当該上場 E T F が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなった場合

d (略)

e 上場外国 E T F 信託受益証券及び上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、第 1104 条第 3 項第 4 号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる場合。ただし、上場外国 E T F 信託受益証券又は上場外国商品現物型 E T F 信託受益証

<p>券に係る預託機関等の変更により当該預託契約等その他の契約が終了となる場合は、この限りでない。</p> <p>f (略)</p> <p>3 上場外国E T F（外国投資証券に該当するものに限る。）及び上場外国E T F信託受益証券（外国投資証券に該当する外国E T Fを受託有価証券とするものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 上場E T Fの銘柄が、次の a から f までのいずれかに該当する場合</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当該上場E T Fが指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は<u>振替業</u>における取扱いの対象とならないこととなった場合</p> <p>d (略)</p> <p>e 上場外国E T F信託受益証券にあっては、第1104条第3項第3号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる場合。ただし、上場外国E T F信託受益証券に係る預託機関等の変更により当該預託契約等その他の契約が終了となる場合は、この限りでない。</p> <p>f (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>券に係る預託機関等の変更により当該預託契約等その他の契約が終了となる場合は、この限りでない。</p> <p>f (略)</p> <p>3 上場外国E T F（外国投資証券に該当するものに限る。）及び上場外国E T F信託受益証券（外国投資証券に該当する外国E T Fを受託有価証券とするものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 上場E T Fの銘柄が、次の a から f までのいずれかに該当する場合</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当該上場E T Fが指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は<u>受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務</u>における取扱いの対象とならないこととなった場合</p> <p>d (略)</p> <p>e 上場外国E T F信託受益証券にあっては、第1104条第3項第4号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる場合。ただし、上場外国E T F信託受益証券に係る預託機関等の変更により当該預託契約等その他の契約が終了となる場合は、この限りでない。</p> <p>f (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	--

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年7月1日から施行する。ただし、第206条、第209条、第213条、第216条、第1104条、第1112条第1項第3号bの(g)及び同号bの2

の（c）の4の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

2 改正後の第1104条第1項第2号bの（g）、同条第4項第2号dの4、第1112条第1項第3号bの（g）及び同号bの2の（c）の4の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(利子の日割計算) 第16条 (略) 2 前項本文の規定にかかわらず、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の11に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として取引所が定める額を差し引かないものとする。	(利子の日割計算) 第16条 (略) 2 前項本文の規定にかかわらず、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の11に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買 <u>及び非課税扱いの条件が付された売買</u> については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として取引所が定める額を差し引かないものとする。
(保管振替機構等の規則の適用) 第26条 内国株券（内国法人の発行する株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券をいう。以下同じ。）、内国法人の発行する新株予約権証券、 <u>受益証券発行信託の受益証券</u> 又は転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。	(保管振替機構等の規則の適用) 第26条 内国株券（内国法人の発行する株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券をいう。以下同じ。）、内国法人の発行する新株予約権証券又は転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。
2～4 (略) (削る)	2～4 (略) 5 <u>受益証券発行信託の受益証券の売買の受託に関する契約</u> については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第27条 取引参加者は、顧客から内国株券、内国法人の発行する新株予約権証券、債券（国債証券及び機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）又は受益証券発行信託の受益証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

2 (略)

3 取引参加者は、顧客から国債証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために振替法に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る国債証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により国債証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

(削る)

(口座振替による受渡し)

第27条 取引参加者は、顧客から内国株券、内国法人の発行する新株予約権証券又は債券（国債証券及び機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

2 (略)

3 取引参加者は、顧客から国債証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために振替法に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る国債証券の受渡しを、その口座との間の振替（非課税扱いの条件が付された売買の決済にあっては、非課税口座の振替。以下この条において同じ。）により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により国債証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

4 取引参加者は、顧客から受益証券発行信託の受益証券の売買の委託を受けた場合において、当該顧客のために保管振替機構が定める受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構が定める受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

付 則

この改正規定は、平成22年7月1日から施行する。

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(証拠金の差入れ又は預託) 第26条 (略) 2・3 (略) 4 顧客が次の各号に掲げる有価証券を差し入れ又は預託する場合には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。 (1) 株券（外国株券を除く。）、協同組織金融機関の発行する優先出資証券、投資信託の受益証券、 <u>受益証券発行信託の受益証券</u> 、債券（新株予約権付社債券を除く。）及び転換社債型新株予約権付社債券 (2) (略) 5 (略) (削る)	(証拠金の差入れ又は預託) 第26条 (略) 2・3 (略) 4 顧客が次の各号に掲げる有価証券を差し入れ又は預託する場合には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。 (1) 株券（外国株券を除く。）、協同組織金融機関の発行する優先出資証券、投資信託の受益証券、債券（新株予約権付社債券を除く。）及び転換社債型新株予約権付社債券 (2) (略) 5 (略) 6 顧客が受益証券発行信託の受益証券を差し入れ又は預託する場合には、保管振替機構が定める「受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則」に規定する口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。
6 (略)	7 (略)
付 則 この改正規定は、平成22年7月1日から施行する。	

信認金、取引参加者保証金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表 1～6 (略) 7 当取引所は、次の各号に掲げる預託有価証券に係る保管振替機構に対する報告を預託元の取引参加者に委託し、当該委託を受けた取引参加者は、保管振替機構に対し当該報告を行うものとする。この場合において、当該委託を受けた取引参加者は他の者をして当該報告を行わせることができる。 (1)・(2) (略) <u>(3) 投資信託の受益証券に係る特別受益者 管理事務委託状況の報告</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) 8・9 (略)	別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表 1～6 (略) 7 当取引所は、次の各号に掲げる預託有価証券に係る保管振替機構に対する報告を預託元の取引参加者に委託し、当該委託を受けた取引参加者は、保管振替機構に対し当該報告を行うものとする。この場合において、当該委託を受けた取引参加者は他の者をして当該報告を行わせることができる。 (1)・(2) (略) (新設) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) 8・9 (略)
付 則 この改正規定は、平成22年5月24日から施行する。	

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(重複上場以外の外国会社の形式要件の取扱い)	(重複上場以外の外国会社の形式要件の取扱い)
第213条 (略) 2・3 (略) (削る)	第213条 (略) 2・3 (略) <u>4 規程第206条第1項第5号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。</u> <u>(1) 規程第206条第1項第5号に規定する施行規則で定める要件とは、次のa及びbに掲げる要件をいう。</u> <u>a 印刷会社名及び多色細線模様が印刷されているものであること。</u> <u>b 新規上場申請者の社名（又は社章）又は印刷会社があらかじめ当取引所に届け出した標章のいずれかを「すきいれ」（「すかし」を入れたもの）しているものであること。</u> <u>(2) 前号に規定する印刷会社は、十分な管理組織を有していることを要するものとする。</u> <u>(3) 上場前に発行した受益証券で、第1号に定める要件を具備していない受益証券がある場合には、原則として上場日までに、同号に定める要件を具備した受益証券と取り替えるものとする。</u>
(全部取得条項付種類株式と引換えに交付される株券等の上場基準)	(全部取得条項付種類株式と引換えに交付される株券等の上場基準)
第305条 規程第303条に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に定める基準をいう。 (1) (略) (2) 規程第602条第1項第1号若しくは第2項第3号又は規程第604条第1項第2	第305条 規程第303条に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に定める基準をいう。 (1) (略) (2) 規程第602条第1項第1号若しくは第2項第3号又は規程第604条第1項第2

号若しくは第2項第1号の規定により適用される規程第601条第1項第18号に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る外国株券等については、次のa及びbに適合すること。

a 規程第206条第1項第2号から第4号までに適合する見込みがあること。

b (略)

号若しくは第2項第1号の規定により適用される規程第601条第1項第18号に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る外国株券等については、次のa及びbに適合すること。

a 規程第206条第1項第2号から第5号までに適合する見込みがあること。

b (略)

(有価証券の見本の提出の取扱い)

第307条 削除

第307条 第213条第4項第1号及び第2号の規定は、規程第305条の規定により上場外国株信託受益証券の発行者が作成する受益証券の要件について準用する。

2 規程第305条の規定により提出する受益証券の見本には、当取引所が適当と認める「証券見本目録」を添付するものとする。

3 上場外国株信託受益証券の発行者が商号又は名称を変更する場合には、変更後の商号又は名称を表示した受益証券を作成し、旧受益証券との引替えを遅滞なく行うものとする。

(準用規定の取扱い)

第822条 第302条第1号の規定は、規程第826条第1項において準用する規程第301条第2項に規定する上場申請の取扱いについて、第308条第1号及び第2号の規定は、規程第826条第1項において準用する規程第306条第1項に規定する変更上場申請の取扱いについて、それぞれ準用する。

2 (略)

(上場審査基準の取扱い)

第822条 第302条第1号の規定は、規程第826条第1項において準用する規程第301条第2項に規定する上場申請の取扱いについて、第307条の規定は、規程第826条第1項において準用する規程第305条に規定する施行規則で定める要件について、第308条第1号及び第2号の規定は、規程第826条第1項において準用する規程第306条第1項に規定する変更上場申請の取扱いについて、それぞれ準用する。

2 (略)

(上場審査基準の取扱い)

<p>第915条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>規程第920条第1項第2号c及び同条第2項第2号bの規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) <u>規程第920条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する施行規則で定める要件とは、次のa及びbに掲げる要件をいう。</u></p> <p>a <u>印刷会社名及び多色細線模様が印刷されているものであること。</u></p> <p>b <u>転換社債型新株予約権付社債券の新規上場を申請する者の社名（又は社章）又は印刷会社があらかじめ当取引所に届け出た標章のいずれかを「すきいれ」（「すかし」を入れたもの）しているものであること。</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する印刷会社は、十分な管理組織を有していることを要するものとする。</u></p> <p>(3) <u>上場前に発行した転換社債型新株予約権付社債券の本券で、第1号に定める要件を具備していない本券がある場合には、原則として上場日までに、同号に定める要件を具備した本券と取り替えるものとする。</u></p> <p>(有価証券新規上場申請書の添付書類)</p> <p>第1103条 規程第1103条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>第915条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第213条第4項の規定は、規程第920条第1項第2号c又は同条第2項第2号bに掲げる基準について準用する。</u></p> <p>(有価証券新規上場申請書の添付書類)</p> <p>第1103条 規程第1103条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>外国ETF信託受益証券、内国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては、受益証券の見本。この場合において、当該見本には、当取引所所定の「証券見本目録」を添付するものとする。ただし、規程第110</u></p>
--	---

4条第3項第2号後段の規定の適用を受けようとする場合（同条第4項第1号又は同条第6項による場合を含む。）には、当該見本のほか、同条第3項第2号後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとし、この場合には当該見本の提出時期を上場日の前日までとすることができるものとする。

（上場審査基準の取扱い）

第1106条（略）

2（略）

（削る）

（上場審査基準の取扱い）

第1106条（略）

2（略）

3 規程第1104条第3項第2号（同条第4項第1号又は同条第6項による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

（1） 規程第1104条第3項第2号に規定する施行規則で定める要件とは、次のa及びbに定めるものをいう。

a 第213条第4項第1号及び第2号に定める要件に準じた要件

b 当該受益証券に係る信託の名称及び受託有価証券である外国E T F又は外国商品現物型E T Fの名称が記載されていること。

（2） 第213条第4項第3号の規定は、規程第1104条第3項第2号に掲げる基準について準用する。

3 規程第1104条第3項第3号（同条第6項による場合を含む。）に規定する新規上場申請銘柄に関する預託契約等その他の契約が施行規則で定めるところにより締結されるものであることとは、当該預託契約等が当該外国E T F信託受益証券又は当該外国商品現物型E T F信託受益証券に係る預託機関等及び当該外国E T F信託受益証券又は当該外国商品現物型E T F信託受益証券の所有者の間で締結されるものであり、かつ、当該外国E T F信託受益証券又は当

4 規程第1104条第3項第4号（同条第6項による場合を含む。）に規定する新規上場申請銘柄に関する預託契約等その他の契約が施行規則で定めるところにより締結されるものであることとは、当該預託契約等が当該外国E T F信託受益証券又は当該外国商品現物型E T F信託受益証券に係る預託機関等及び当該外国E T F信託受益証券又は当該外国商品現物型E T F信託受益証券の所有者の間で締結されるものであり、かつ、当該外国E T F信託受益証券又は当

該外国商品現物型E T F信託受益証券に係る管理会社が当該預託機関等との間において当取引所が適當と認める契約を締結していることをいう。	該外国商品現物型E T F信託受益証券に係る管理会社が当該預託機関等との間において当取引所が適當と認める契約を締結していることをいう。
4 (略)	5 (略)
5 (略)	6 (略)
6 (略)	7 (略)
7 (略)	7 (略)

(受益証券の見本の提出の取扱い)

第1108条 削除

第1108条 第213条第4項第1号及び第2号の規定は、規程第1106条第2項の規定により上場外国E T F信託受益証券、上場内国商品現物型E T F及び上場外国商品現物型E T F信託受益証券に係る管理会社が作成する受益証券の要件について準用する。

2 規程第1106条第2項の規定により提出する受益証券の見本には、当取引所が適當と認め「証券見本目録」を添付するものとする。

3 上場外国E T F信託受益証券、上場内国商品現物型E T F及び上場外国商品現物型E T F信託受益証券に係る管理会社が商号又は名称を変更する場合には、変更後の商号又は名称を表示した当取引所の上場E T Fの発行者が新たに発行する受益証券を作成し、旧受益証券との引替えを遅滞なく行うものとする。

(上場廃止日の取扱い)

第1114条 規程第1114条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる上場E T Fの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 規程第1112条第1項第3号i (同条第2項第3号aによる場合を含む。)、同条第2項第3号e又は同条第3項第5号eに該当する上場E T F

(上場廃止日の取扱い)

第1114条 規程第1114条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる上場E T Fの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 規程第1112条第1項第3号i (同条第2項第3号aによる場合を含む。)、同条第2項第3号e又は同条第3項第5号eに該当する上場E T F

投資信託契約若しくは信託契約又は規程第1104条第3項第3号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる日の3日前（休業日を除外する。）の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の4日前（休業日を除外する。）の日）

（2）～（4）（略）

（監理銘柄の指定の取扱い）

第1115条 当取引所は、上場E T Fが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場E T Fを規程第1115条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号、第9号又は第14号のいずれかに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

（1）～（9）の2（略）

（10） 上場E T Fの銘柄が規程第1112条第1項第3号jに該当するおそれがあると当取引所が認める場合

（11）～（15）（略）

2～4（略）

（上場に関する料金の取扱い）

第1117条 規程第1117条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

（1） 上場審査料

次のaからdまでに掲げるところによる。

a 新規上場申請に係るE T F（外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券を除く。）の上場審査料の額は、次

投資信託契約若しくは信託契約又は規程第1104条第3項第4号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる日の3日前（休業日を除外する。）の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の4日前（休業日を除外する。）の日）

（2）～（4）（略）

（監理銘柄の指定の取扱い）

第1115条 当取引所は、上場E T Fが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場E T Fを規程第1115条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号、第9号又は第14号のいずれかに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

（1）～（9）の2（略）

（10） 上場E T Fの銘柄が規程第1112条第1項第3号j又はjの2に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

（11）～（15）（略）

2～4（略）

（上場に関する料金の取扱い）

第1117条 規程第1117条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

（1） 上場審査料

次のaからdまでに掲げるところによる。

a 新規上場申請に係るE T F（外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券を除く。）の上場審査料の額は、次

の（a）及び（b）に定める額を合計した額とする。

（a）次のイ又はロに掲げる場合の区分に従い、当該イ又はロに定める額

イ 新規上場申請に係るE T Fに係る管理会社が上場E T F（上場が承認されたE T Fを含む。以下この号において同じ。）に係る管理会社又は上場審査中のE T Fに係る管理会社である場合 0円

ロ 前イに掲げる場合以外の場合 150万円

（b）新規上場申請に係るE T Fの銘柄数に50万円を乗じた額

b 新規上場申請に係るE T F（外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券に限る。）の上場審査料の額は、次の（a）から（c）までに定める額を合計した額とする。

（a）次のイ又はロに掲げる場合の区分に従い、当該イ又はロに定める額

イ 新規上場申請に係るE T Fに係る管理会社が上場E T Fに係る管理会社又は上場審査中のE T Fに係る管理会社である場合 0円

ロ 前イに掲げる場合以外の場合 15

の（a）から（c）までに掲げる区分に従い、当該（a）から（c）までに定める額とする。

（a）新規上場申請に係るE T Fに係る管理会社が上場E T Fに係る管理会社である場合 50万円

（b）新規上場申請に係るE T Fに係る管理会社が同一の日に複数の銘柄の新規上場申請を行う場合（前（a）に掲げる場合を除く。）当該複数の銘柄のうち一の銘柄について200万円、他の銘柄について各50万円

（c）（a）及び前（b）に掲げる場合のいずれにも該当しない場合 200万円

b 新規上場申請に係るE T F（外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券に限る。）の上場審査料の額は、次の（a）から（d）までに掲げる区分に従い、当該（a）から（d）までに定める額とする。

（a）新規上場申請に係るE T Fに係る外国投資法人及び管理会社が上場E T Fに係る外国投資法人及び管理会社である場合 1万円

0万円

(b) 新規上場申請を行う外国投資法人であって、上場E T Fに係る外国投資法人又は上場審査中のE T Fに係る外国投資法人のいずれにも該当しないものの数に49万円を乗じた額

(c) 新規上場申請に係るE T Fの銘柄数に1万円を乗じた額

(b) 新規上場申請に係るE T Fに係る管理会社が上場E T Fに係る管理会社である場合(前(a)に掲げる場合を除く。)

50万円

(c) 新規上場申請に係るE T Fに係る管理会社が同一の日に複数の銘柄の新規上場申請を行う場合((a)又は前(b)に掲げる場合を除く。)次のイ及びロに掲げる額に150万円を加えた額

イ 新規上場申請を行う外国投資法人の数に49万円を乗じた額

ロ 新規上場申請に係るE T Fの銘柄数に1万円を乗じた額

(d) (a)から前(c)までに掲げる場合のいずれにも該当しない場合 200万円

(新設)

bの2 aの(a)及び前bの(a)において、新規上場申請に係るE T Fに係る管理会社が上場E T Fに係る管理会社又は上場審査中のE T Fに係る管理会社が属する企業グループと同一の企業グループに属する場合であって、当該企業グループに属する特定の会社が当該新規上場申請に係るE T F及び当該上場E T F若しくは上場審査中のE T Fの上場方針を决定していると当取引所が認めるときは、当該新規上場申請に係るE T Fに係る管理会社を上場E T Fに係る管理会社とみなす。

c・d (略)

(2) 新規上場料

次のaからdまでに掲げるところによる。

a～bの2 (略)

c 新規上場料の計算は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。

c・d (略)

(2) 新規上場料

次のaからdまでに掲げるところによる。

a～bの2 (略)

c 新規上場料の計算は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。

<p>(a) (略)</p> <p>(b) 外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F にあっては、各 E T F ごとにその上場日現在における預託口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、<u>原則として</u>、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。</p> <p>(c) 外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、各 E T F ごとにその上場日現在における上場受益権口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、<u>原則として</u>、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。</p> <p>d (略)</p> <p>(3) 追加信託時又は追加発行時の追加上場料</p> <p>次の a から d までに掲げるところによる。</p> <p>a ~ b の 2 (略)</p> <p>c 追加信託時又は追加発行時の追加上場料の計算は、次の (a) から (c) までに定めるところによる。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F にあっては、毎年の 12 月末日現在における預託口数に係る純資産総額を基準とし、新規上場日現在の預託口数に係る純資産総額及び新規上場した年から前</p>	<p>(a) (略)</p> <p>(b) 外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F にあっては、各 E T F ごとにその上場日現在における預託口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。</p> <p>(c) 外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、各 E T F ごとにその上場日現在における上場受益権口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。</p> <p>d (略)</p> <p>(3) 追加信託時又は追加発行時の追加上場料</p> <p>次の a から d までに掲げるところによる。</p> <p>a ~ b の 2 (略)</p> <p>c 追加信託時又は追加発行時の追加上場料の計算は、次の (a) から (c) までに定めるところによる。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F にあっては、毎年の 12 月末日現在における預託口数に係る純資産総額を基準とし、新規上場日現在の預託口数に係る純資産総額及び新規上場した年から前</p>
--	--

年までの各年の12月末日現在の預託口数に係る純資産総額のうち最大のものからの増加額を預託口数に係る追加信託総額又は追加発行総額とみなして計算するものとする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

(c) 外国E T F信託受益証券及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては、毎年の12月末日現在における上場受益権口数に係る追加信託総額を基準とし、新規上場日現在の上場受益権口数に係る純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の上場受益権口数に係る純資産総額のうち最大のものからの増加額を上場受益権口数に係る追加信託総額とみなして計算するものとする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

d (略)

(4) 年間上場料

次のaからcまでに掲げるところによる。

a (略)

b 年間上場料の計算は、次の(a)から(d)までに定めるところによる。

(a) (略)

(b) 外国E T F及び外国商品現物型E T Fにあっては、各E T Fごとに、前年

年までの各年の12月末日現在の預託口数に係る純資産総額のうち最大のものからの増加額を預託口数に係る追加信託総額又は追加発行総額とみなして計算するものとする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

(c) 外国E T F信託受益証券及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては、毎年の12月末日現在における上場受益権口数に係る追加信託総額を基準とし、新規上場日現在の上場受益権口数に係る純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の上場受益権口数に係る純資産総額のうち最大のものからの増加額を上場受益権口数に係る追加信託総額とみなして計算するものとする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

d (略)

(4) 年間上場料

次のaからcまでに掲げるところによる。

a (略)

b 年間上場料の計算は、次の(a)から(d)までに定めるところによる。

(a) (略)

(b) 外国E T F及び外国商品現物型E T Fにあっては、各E T Fごとに、前年

の 12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における預託口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

(c) 外国E T F信託受益証券及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては、各E T Fごとに、前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における上場受益権口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

(d) (略)

c (略)

2・3 (略)

の 12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における預託口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

(c) 外国E T F信託受益証券及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあっては、各E T Fごとに、前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における上場受益権口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、一口あたりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

(d) (略)

c (略)

2・3 (略)

付 則

この改正規定は、平成22年7月1日から施行する。ただし、第213条、第305条、第915条、第1103条、第1106条、第1114条及び第1117条の改正規定は平成22年6月1日から施行する。

第4-4号様式 新規上場申請に係る宣誓書（内
国E T F及び内国商品現物型E T F）

第4-4号様式 新規上場申請に係る宣誓書（内
国E T F及び内国商品現物型E T F）

新規上場申請に係る宣誓書（E T F）

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会 社 名

新規上場申請に係る宣誓書（E T F）

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会 社 名

代表者の

役職氏名

印

印

印

_____は、株式会
社東京証券取引所（以下「取引所」という。）
への_____（以下「新
規上場申請銘柄」という。）の新規上場申請に
関し、次のとおり宣誓します。

1. (略)

2. 前項その他新規上場申請銘柄に関して適用
のある取引所の有価証券上場規程その他の規則
及びこれらの取扱いに関する規定について、違
反事実が判明した場合には、それに関して取引
所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

第4－5号様式 新規上場申請に係る宣誓書（外
国E T F及び外国商品現物型E T F）

新規上場申請に係る宣誓書（E T F）

平成 年 月 日

_____は、株式会
社東京証券取引所（以下「取引所」という。）
への_____の新規上
場申請に関し、次のとおり宣誓します。

1. (略)

2. 前項その他適用のある取引所の有価証券上
場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する
規定について、違反事実が判明した場合には、
それに関して取引所が行う一切の措置に異議を
申し立てません。

第4－5号様式 新規上場申請に係る宣誓書（外
国E T F及び外国商品現物型E T F）

新規上場申請に係る宣誓書（E T F）

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名

代表者の

役職署名

_____は、株式会
社東京証券取引所（以下「取引所」という。）
への _____（以下「新
規上場申請銘柄」という。）の新規上場申請に
関し、次のとおり宣誓します。

1. (略)

2. 前項その他新規上場申請銘柄について適用
のある取引所の有価証券上場規程その他の規則
及びこれらの取扱いに関する規定について、違
反事実が判明した場合には、それに関して取引
所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

第4-6号様式 新規上場申請に係る宣誓書（外
国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF
信託受益証券）

新規上場申請に係る宣誓書（外国ETF信託受益
証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券）

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名

代表者の

役職署名

_____は、株式会
社東京証券取引所（以下「取引所」という。）
への _____の新規上
場申請に関し、次のとおり宣誓します。

1. (略)

2. 前項その他適用のある取引所の有価証券上
場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する
規定について、違反事実が判明した場合には、
それに関して取引所が行う一切の措置に異議を
申し立てません。

第4-6号様式 新規上場申請に係る宣誓書（外
国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF
信託受益証券）

新規上場申請に係る宣誓書（外国ETF信託受益
証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券）

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長

殿

本店所在地

会社名

代表者の

役職署名

_____は、株式会
社東京証券取引所（以下「取引所」という。）
への_____（以下「新
規上場申請銘柄」という。）の新規上場申請に
関し、次のとおり宣誓します。

1. (略)

2. 前項その他新規上場申請銘柄に関して適用
のある取引所の有価証券上場規程その他の規則
及びこれらの取扱いに関する規定について、違
反事実が判明した場合には、それに関して取引
所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

代表取締役社長

殿

本店所在地

会社名

代表者の

役職署名

_____は、株式会
社東京証券取引所（以下「取引所」という。）
への_____の新規上
場申請に関し、次のとおり宣誓します。

1. (略)

2. 前項その他適用のある取引所の有価証券上
場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する
規定について、違反事実が判明した場合には、
それに関して取引所が行う一切の措置に異議を
申し立てません。

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(株券、債券等の取扱い) 第2条 非清算参加者が、次の各号に掲げる有価証券を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。 (1) 株券（外国株券を除く。）、協同組織金融機関の発行する優先出資証券、投資信託の受益証券、 <u>受益証券発行信託の受益証券</u> 、債券（新株予約権付社債券を除く。）及び転換社債型新株予約権付社債券 (2) (略)	(株券、債券等の取扱い) 第2条 非清算参加者が、次の各号に掲げる有価証券を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。 (1) 株券（外国株券を除く。）、協同組織金融機関の発行する優先出資証券、投資信託の受益証券、債券（新株予約権付社債券を除く。）及び転換社債型新株予約権付社債券 (2) (略)
2 (略) (削る)	2 (略) 3 <u>非清算参加者が受益証券発行信託の受益証券を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、保管振替機構が定める「受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則」に規定する口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。</u>
付 則 この改正規定は、平成22年7月1日から施行する。	